

令和8年度グリーンビジネス戦略構築・事業化支援業務 提案競技 仕様書

1. 業務名 令和8年度グリーンビジネス戦略構築・事業化支援業務

2. 目的

成長が見込まれる次世代産業(グリーン・環境分野)や環境配慮型ビジネスへの事業展開に向けた県内企業の経営戦略の構築、新事業展開及びオープンイノベーションの推進、県内企業の製品・サービスの情報発信・PRの強化を目的とする。

3. 委託期間 契約締結日～令和9年3月 10 日

4. 委託業務内容

(1)セミナーの開催

- ・ 県内企業を対象とした、グリーン・環境ビジネスに向けた機運醸成を図るセミナーを実施する。講師については、グリーン・環境ビジネスに精通する者や先進的に取組を進める者等を選定し、中小企業にも理解や共感を得ることができるよう工夫すること。
- ・ セミナーは、令和8年6～8月頃に1回島根県内で現地開催し、県と協議の上、ライブ配信又はオンデマンド配信を行うこと。

(2)フォーラムの運営支援

ア 具体的なテーマの各種プログラムの企画・運営

- ・ 県内製造業のグリーン・環境ビジネスへの参入や事業拡大を促進するため、事業目的を効果的に達成するためのプログラム(例:勉強会、ワークショップ、視察、交流会、商談会、会員企業と島根県外企業とのマッチング等)を年2回程度島根県内で現地開催し、県と協議の上、ライブ配信又はオンデマンド配信を行うこと。
- ・ 一連のプログラムについては、県内製造業の機運醸成や参加企業間のマッチング等を促進すること。

イ フォーラム事務局の運営支援

島根県商工労働部産業振興課に設置するフォーラム運営事務局の支援を行う。

- ・ フォーラムの活動を周知・PRするパンフレットの作成、300部印刷。電子媒体でも提供。(例:令和7年度作成した案内チラシ類の見直し・修正、活動実績や支援メニューを取りまとめた総合的なパンフレットの新規作成 等)
- ・ セミナー、各種プログラム、分科会実施に当たって、フォーラム会員企業への周知、募集受付。
- ・ セミナー、各種プログラム、分科会参加者アンケートの実施・集計、実施報告の作成。

(3) 分科会の運営

- ・ グリーン・環境ビジネスに向けた新たな事業展開や他社とのマッチング構想、事業戦略の策定等を目的として、フォーラム会員企業が参加するテーマを設定した分科会を設立し、支援先企業への情報提供・フォローアップを行うこと。
(テーマの例: 水素・燃料アンモニア、カーボンリサイクル・マテリアル、デザイン経営、サーキュラーエコノミー等)
- ・ 分科会の数は1分科会とし、分科会のテーマは提案書に明記のうえ、県と協議し、決定すること。
- ・ 支援先企業数は概ね5者程度とする。支援先企業の募集・選定にあたっては、選定(採点)基準等を県と協議し、定めた上で実施する。
- ・ 支援先企業5者程度に対する分科会の開催回数は3回以上とする。開催形式は島根県内で現地又はオンライン開催とする。
- ・ 委託期間終了時には、会員企業に向けた本取組のPRを目的とした冊子(支援概要、成果等)を作成、300部印刷し、電子媒体でも提供する。なお、コンテンツの内容については県と協議の上決定すること。

(4) 企業からの相談対応

- ・ フォーラム会員企業からのグリーン・環境ビジネスの相談に対して情報提供を行うこと。企業からの相談は、県が企業から收受し、原則としてメール、オンライン、ウェブ等で、受託者に回答を求め、県から企業側に返答を行う。想定する情報提供は、概ね10回程度とする。
- ・ 具体的な参入戦略を策定した企業等に対しては、重点的な支援(経営計画への助言やマッチング、専門家の紹介等)を行うこと。想定する重点的な支援を行う企業の数は、概ね1者程度とする。
- ・ 受託者側の実施体制(窓口体制、対応予定者等)を構築し、企業からの相談に対する回答をとりまとめ、定期的に県へ報告すること。

(5) 広報支援業務

ア ポータルサイトの運用

- ・ フォーラム会員企業の製品やフォーラムの活動の広報を目的とした特設のポータルサイトを開設し、島根県情報セキュリティポリシーに基づいて適切に運用・保守しアクセス解析を含めたセキュリティレポートを定期的に県へ報告するとともに、県の指示に基づきコンテンツを速やかに編集する。
- ・ ポータルサイト内の「会員企業のグリーンビジネス製品・サービス」について、会員企業と調整し、更新、新規募集・追加を順次行いその内容を反映する。
- ・ フォーラム会員企業4者程度に対し取材を行い、ポータルサイト等の記事として掲載する。

イ 会員企業等への情報提供

- 季刊誌を年4回作成しポータルサイト上で公開するとともに、紙による配布にも対応できるよう電子媒体でも提供する。コンテンツの内容については県と協議の上決定すること。

(6)独自企画提案

その他、県内企業のグリーン・環境分野への参入を促進するために有効な取組として提案競技で提案し、県と調整を図った業務。

(7)成果物の提出

- 次のア～オの内容をまとめ、本業務の成果物として令和9年3月10日までに紙及び電子媒体により、県へ提出すること。
 - ア 実施した各種プログラム・セミナーの開催実績(開催概要、参加者名簿、参加者アンケート)
 - イ グリーンビジネスフォーラムの運営実績
 - ウ 分科会の運営実績(開催概要、参加者名簿、参加者アンケート、PRを目的とした冊子)
 - エ フォーラム会員企業からの個別相談対応実績
 - オ 広報支援実績(県内企業情報およびフォーラム情報の発信)

5. その他

- 本業務の実施に当たっては、島根県ホームページ上で公開している過年度に実施した島根グリーンビジネスフォーラム、しまね次世代産業創出オープンイノベーション推進事業の取組経緯を十分に踏まえること。
※ 島根グリーンビジネスフォーラム
<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/green.html>
※ しまね次世代産業創出オープンイノベーション推進事業
<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/next-openinnovation.html>
- 本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。
- 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、県と十分協議すること。
- 本業務における打ち合わせや会議等については、議事録を作成し、適宜、県に報告すること。
- 各種イベントの企画・実施の方針検討や業務の進捗確認のため、県と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じてオンライン・対面のうち適切な手法で実施すること。
- 本業務に係る講師謝金や会場費等の一切の経費は委託費の中で負担する。
- 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

- (9)本業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (10)本業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (11)感染症の影響等受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された業務の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12)契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (13)その他、仕様書に定めのない事項は県と受託者の協議により定めるものとする。